

伯耆町 ICT 等活用による見守り支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、伯耆町 ICT 等活用による見守り支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、GPS など ICT 等の活用により認知機能低下による行方不明者対策を強化することと、認知症行方不明者の発生防止に取り組むことを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認知機能の低下により行方不明となる恐れのある者（以下「認知症高齢者等」という。）が伯耆町に居住し、かつ、伯耆町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 認知症高齢者等が在宅で生活していること。
- (3) ICT 等を活用して行う前々号及び前号に該当する認知症高齢者等の行方不明者対策を実施すること。
- (4) 次条に規定する補助対象経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ICT 等を活用して行う認知機能低下による行方不明者対策の強化に要する機器の初期経費とする。ただし、認知機能低下による者1人につき2万円を上限とする。

(補助対象機器)

第5条 本補助金の交付対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) GPS などの ICT の活用により認知機能低下により行方不明となることを防止するために持ち歩くことが出来る機器（GPS 発信機及び紛失防止タグ等）
- (2) 認知症老人徘徊感知機器（ドアにセンサーを取り付け、出た場合ブザーが鳴る等）
- (3) GPS 等を活用した警備システム

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の5分の4とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伯耆町 ICT 等活用による見守り支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費を確認できる見積書の写し
- (2) 対象機器を確認できるカタログ等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの

と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を伯耆町 ICT 等活用による見守り支援事業補助金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知する。

2 前項の場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

（実績報告）

第 9 条 前条の決定通知を受けた者は、対象機器を導入し、支払が完了した日から起算して 3 月を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、伯耆町 ICT 等活用による見守り支援事業実績報告書（様式第 3 号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費を確認できる領収書の写し
- （2） 対象機器を確認できるカタログ、説明書等の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第 11 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者は、所定の請求書により速やかに町長に補助金の交付を請求し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（書類の保存）

第 12 条 申請者は、本補助金の交付申請及び実績報告に係る書類及びその内容を証する書類を整備し、補助事業等の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間、これらを保存しておかなければならない。

（その他）

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。